

当座貸越（カードローン）規定

借主は、東京都職員信用組合（以下「組合」といいます。）と当座貸越取引（カードローン取引、以下「カードローン」といいます。）をすることについて、次の各事項を承認のうえ契約します。

- ### 第1条（取引期間）
- この契約に基づく取引期間は、契約成立日（組合がこの申込みを承諾し、かつカードローン口座を開設したときにこの契約が成立するものとします。）からその2年後の応答日の属する月の末日（休日の場合はその翌営業日）までとします。教育カードローンの場合は、卒業予定月をもって新規貸越は終了し、以降は返済のみとします。また、学校を退学するなど途中でないことが判明した場合は、その時点で新規貸越が終了し以降返済のみとします。
ただし、契約期間満了の日の前までに組合から借主に引き期間を延長しない旨の申出がない場合には、取引期間は更に2年間延長されるものとします。以後も同様とします。
 - 組合から借主に、取引期間を延長しない旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。
 - 借主は、直ちにローンカードを組合へ返却しなす。
 - 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用して当座貸越は受けられないものとします。
 - 貸越元金利息は、この契約の各条項に従って返済し、貸越元金金が完済された日をもってこの契約は当然に解約されるものとします。
 - 期限内に貸越元金がない場合は、期限の翌日をもってこの契約は当然に解約されるものとします。
- ### 第2条（取引方法）
- この契約によるカードローン取引は、当座貸越取引のみとし、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
 - 借主は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して払戻す方法により当座貸越を受けるとします。
 - 借主は、第3条に定める貸越極度額を超えない範囲内で繰上り当座貸越を受けることができます。ただし、
 - ローンカード、現金自動支払機（現金自動預金払機を含みます。）等の自動機の取扱いについては、別に定めるローンカード規定によります。
 - 借主は、第6条の約定返済のため、借入要項記載の返済用預金口座（以下「返済用口座」といいます。）に毎月約定返済日までに、給与控除により返済金相当額を預入するものとします。
- ### 第3条（貸越極度額）
- 貸越極度額は、表記のとおりとします。
 - 第4条に定める貸越元利息の元金組入れによって前項の貸越極度額を超えた場合にも、この契約の各条項が適用されるものとし、借主は、組合から請求があり次第直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
- ### 第4条（利息・損害金）
- 貸越元金利息は、付利単位を100円とし、組合所定の利率によって計算のうえ、毎月20日に貸越元金に組入れるものとします。
利息の計算は年平・うるう年に関係なく、（貸越元金×日数×利率）/365の算式により行うものとします。
 - 組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、支払うべき元金に対し年14.6%の利率により、1年を365日として日割計算します。
- ### 第5条（借入利率の変更）
- 借入要項記載の利率は、組合の新長期プライムレートを基準金利として、基準金利の変更に伴って引上げまたは引下げられるものとします。
ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により組合所定の基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、組合に一般に相当と認められる金利を基準金利とすることと同意するものとします。
 - 借入利率の引上げ幅または引下げ幅は毎年4月1日と10月1日（休日の場合あ翌営業日）を基準日として行い、毎年基準日（借入日が毎年基準日以降の場合には借入日）における基準金利と当年基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げられるものとします。
 - 前号により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月と12月の約定返済日の翌日とします。
 - 組合所定の基準金利および利率の変更の内容は、組合の本店で掲示するものとします。
 - フリーカードローン、教育カードローンをお申込みの時点で、当組合住宅ローンのお借入がある方は、フリーカードローンプレミアム、教育カードローンプレミアムとして金利の優遇が受けられます。ただし、カードローン契約後、当組合住宅ローンを他金融機関に借換された場合は、金利優遇の適用がなくなります。
- ### 第6条（約定返済）
- 借主は、毎月20日に借入要項記載の毎月返済額を返済するものとします。
 - 前項にかかわらず、約定返済日における当座貸越残高が約定返済額に満たない場合には、その当座貸越残高の全額を返済するものとします。
- ### 第7条（自動引落し）
- 前条による返済は、自動引落しの方法によるものとし、借主は約定返済日までに返済金相当額を給与控除により借入要項記載の返済用口座に預けられておくものとします。なお、ローンカード利用の無関係に毎月予定返済額を給与控除するものとします。
 - 組合は、約定返済日より返済用口座へ総合口座通帳、同戻請求書および印紙の支払に先立って返済用口座から払い戻しのうえ毎回の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の返済金相当額に満たない場合は、返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。この場合、組合は遅延している返済額が全額返済されるまでは、第2条にかかわらず当座貸越の利用を一時的に中止できるものとします。
 - 毎回の返済金相当額の預け入れが約定返済日より遅れた場合には、組合は毎月返済金相当額および損害金について前項と同様の取扱いができるものとします。
- ### 第8条（臨時返済）
- 借主は、第6条による約定返済のほか、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
 - 前項の臨時返済金は、第7条の自動引落としによらず、借主が直接組合の店頭申し込むか、現金自動預金払機を使用する方法によります。
- ### 第9条（諸費用の返済用口座からの自動引落し）
- この契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙代等の費用は、組合所定の日に普通預金・総合口座通帳、同戻請求書または引付け手により返済用口座から払い戻しのうえ、費用の支払に充てられるものとします。
- ### 第10条（期限内の全額返済義務）
- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、組合から事前の通知なしに直ちに本契約を解約できるものとします。
 - 借主が第6条に定める返済を遅延し、3か月目の返済日に至るも返済しなかったとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - 借主が有する組合の預金その他の債権について、仮差押、または差押の命令が発せられたとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主が破産、民事再生手続開始の申立てをしたとき、または申立てを受けたとき。
 - 借主が相続開始があったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって組合に借主の所在が不明となったとき。
 - 次の場合には、借主は組合からの請求によらず、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合組合からの通知によらずに本契約を解約できるものとします。
 - 借主が組合に対する債務の一部でも期限内に履行しなかったとき。
 - 借主が給与控除等により返済用口座に入金され、返済金相当額を引き出したとき。
 - 借主が返済用口座の解約手続をしたとき。
 - 借主がこの契約によるカードローン取引に関し、組合に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 借主が債務超過になったと認められたとき、その他債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。
 - 借主が反社会的勢力に該当したとき。

- ### 第11条（減額・増額・中止・解約）
- 前条各号の事由があるときは、組合は、あらかじめ通知することなくいつでも貸越極度額を減額し、毎月返済額を増額の上で貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
毎月返済額を増額するときには、組合は、あらかじめ通知することなく給与控除の金額を増額することができるものとし、借主は、これに同意するものとします。
 - 借主は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は組合所定の手続により組合に通知するものとします。
 - 前2項によりこの契約が解約された場合、借主は、直ちにローンカードを返却し貸越元金を返済するものとします。また、第1項により、貸越極度額を減額した場合にも、借主は、直ちに減額後の極度額を超える金額を支払うものとします。
- ### 第12条（組合からの相殺）
- 借主は、この契約による債務の期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したときは、この契約による債務と、借主の組合に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知・所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。
 - 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限内解約利率によらず約定利率より1年を365日として、日割で計算するものとします。
- ### 第13条（借主からの相殺）
- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の組合に対する預金等の債権とを、この契約による債務の返済期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
 - 前項により相殺をする場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺計算を実行する日は借入要項に定める返済日とし、預金等の債権の証書・通知は届出印を押印して直ちに組合に提出するものとします。
 - 第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等のもので定めらるものとします。
（債務の返済等にあてず）
- ### 第14条
- 組合から相殺をする場合に、この契約による債務の他に組合取引上の他の債務があるときは、組合は債権保全上必要の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるが、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
 - 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に組合取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるが、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、組合がそれを指定することができるが、借主は借主の指定に対して異議を述べないものとします。
 - 借主の債務のうち一部でも返済の遅延が生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してこの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
 - 第2項のなお書または第3項によって組合が指定した借主の債務については、その期限が到来したものとします。
- ### 第15条（代わり証書等の差入れ）
- 事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失・滅失または損壊した場合には、組合の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとし、借主は、組合の請求に基づいて代わり証書等を差入れるものとします。
- ### 第16条（印紙除却）
- 組合が、この取引にかかる諸君その他の書類に使用された印紙をこの契約書に押印の印影または返済用口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたときは、それらの書類・印影について、偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。
- ### 第17条（費用の負担）
- 借主に対する権利の行使もしくは保全に関する費用は、借主が負担することとします。
- ### 第18条（届出事項）
- 借主は、退職しようとするとき、所属先が変更となったとき、または氏名、住所、印鑑、電話番号、その他組合に届け出た事項に変更があったときは、直ちに組合に書面届け出ることとします。
 - 前項の届出を怠ったため、組合が最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を送信した場合には、送達または到達しなかったときでも通常到達すべき時刻に到達したものとします。（報告および調査）
- ### 第19条
- 借主は、組合が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用状況について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
 - 前項の信用状態について、重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、借主は組合から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- ### 第20条（契約の変更）
- この契約の内容を変更する場合、組合は、変更内容および変更日を組合所定の方法により借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従って、カードローン取引を行うものとします。（合意管轄）
- ### 第21条
- この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、組合の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- ### 第22条（新規加入の出資金について）
- 新規組合員及び増い分の出資金は初回の給与控除により作成します。
- ### 第23条（反社会的勢力の排除）
- 借主は、現在、暴力団員、暴力団員等となつた時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれもに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係有する者
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係有する者
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係有する者
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与などの関与をしていると認められる関係有する者
 - 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難される関係有する者
 - 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一切も該当する行為を行わないことを確約し、また、以下の行為を抑制するものとする。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にともなう表明・確約に該当して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続する事不適切である場合には、借主は組合からの請求があり次第、本契約に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、組合に何らの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- ### 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

ローンカード規定

- ### 1. (カードの利用)
- ローンカードは、次の取引に利用することができます。
 - 当組合および当組合がオンライン現金自動預金支払機（以下「預金支払機」といいます）ならびに現金自動支払機（以下「支払機」といいます）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携金融機関」といいます）の預金支払機または支払機（以下「預金支払機と支払機をあわせて「預金支払機等」といいます）を使用して、カードローンの貸越を受け取り（以下「払戻し」といいます）。
 - 当組合および提携金融機関の預金支払機等を利用してカードローンの貸越残高減等や、当組合が定める取引。
 - 当組合の窓口でローンカードにより払戻しまたは入金することができます。
 - 前項による取扱いには、当組合所定の用紙に氏名、金額、暗証番号等を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- ### 2. (預金支払機等による払戻し)
- 預金支払機等を利用して払戻すときは、預金支払機等にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と払戻し金額をディスプレイに表示されたうえ、操作してください。
 - 預金支払機等による払戻しは、預金支払機等の種類により当組合または利用する提携金融機関が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または利用する提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。
- ### 3. (預金支払機による入金)
- 預金支払機等を利用して入金するときは、預金支払機にローンカードおよび現金を挿入して操作してください。
 - 預金支払機による入金は、預金支払機の種類により当組合または利用する提携金融機関が定めた種類の紙幣に限り、1回あたりの入金は当組合または利用する提携金融機関が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- ### 4. (預金支払機等の利用手数料)
- 当組合または提携金融機関の預金支払機等を利用して払戻す場合には、当組合または提携金融機関が預金支払機等利用手数料（以下「利用手数料」といいます）を定めているときは、所定の利用手数料を支払っていただきます。
 - 当組合の預金支払機等を利用して払戻した場合、借主は前項の利用手数料を払戻し時に貸越元金に組み入れることにより払戻しうえ、自動的に支払を受けず、提携金融機関を利用した場合は、提携金融機関の請求にもとづき、同様に利用手数料を払戻したうえ、当組合から提携金融機関に払戻します。
 - 払戻金額と利用手数料との合計額が、払戻すことのできる金額を超えるときは払戻すことができません。
- ### 5. (預金支払機等の故障時等の取扱い)
- 停電、故障等により預金支払機等による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合の窓口でローンカードにより払戻し、または入金することができます。ただし、提

- 提携金融機関の窓口ではこの取扱いはいいたしません。
 - 前項による払戻しを受ける場合には、当組合所定の暗証書または氏名、払戻金額および届出の暗証番号を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また入金する場合には、当組合所定の入金票に氏名、入金額を記入の上、現金およびローンカードとともに提出してください。
- ### 6. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)
- ローンカードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から届出によって当組合に届出してください。この届出の届出後に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
 - ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に限ります。この場合、相当の期間をおくことがあり、また保証人をお求めことがあります。
 - ローンカードの再発行にあたっては、当組合の定める発行手数料を支拂ってください。
- ### 7. (暗証番号照合等)
- 当組合の預金支払機等により、ローンカードを確認し、預金支払機等操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号とを一致を照合して払戻したうえは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。なお、提携金融機関の預金支払機等による払戻した場合、当組合および提携金融機関の責任についても同様とします。

- 当組合の窓口において、ローンカードを確認し、払戻請求書、諸君その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号とを一致を確認のうえ取扱いしました場合には、前項と同様とします。
- ### 8. (預金支払機等の操作等)
- 預金支払機等の利用は、所定の要領に従って正しく操作してください。預金支払機等の利用に際し、金額等の誤操作により発生した損害については当組合は一切責任を負いません。
- ### 9. (解約等)
- カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当組合に返却してください。
 - ローンカードの改ざん、不正使用等、当組合がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおこなうことがありません。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにローンカードを当組合に返却してください。
- ### 10. (譲渡、質入れの禁止)
- ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
- ### 11. (規定の準用)
- この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項に依り取り扱います。

以上